

淡路市立中学校部活動ガイドライン



平成31年2月
淡路市教育委員会

目次

はじめに

第1章 学校教育の一環としての部活動について

- 1 学校教育における部活動の位置付け
- 2 部活動の意義
 - (1) 心豊かで自立した人づくり
 - (2) ともにより良い集団や社会を築く人づくり
- 3 部活動運営の「量から質」への転換

第2章 組織的な部活動運営について

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 学校全体での共通理解
 - (2) 保護者や地域との連携
- 2 活動状況の把握
 - (1) 校内の活動
 - (2) 校外の活動

第3章 部活動指導について

- 1 部活動顧問の位置付け
 - (1) 顧問の役割
 - (2) 体罰・ハラスメント等の防止
 - (3) 複数顧問体制
 - (4) 指導力の向上と共通理解
- 2 効果的な指導
 - (1) 適切な活動時間・休養日の設定
 - (2) 長期的視野に立った指導
 - (3) 生徒が主体的に取り組む力の育成

第4章 安全管理と事故防止について

- 1 日常の活動の安全管理
 - (1) 環境整備
 - (2) 緊急時の対応
 - (3) 主体的な健康管理や安全確保
 - (4) 下校指導
 - (5) その他

はじめに

中学校における部活動については、学習指導要領において位置づけが定められています。生徒の自発的・自主的な活動としての取組を通して、体力や技術の向上はもとより、マナーや言葉遣い、コミュニケーション能力など、異なる学年間の人間関係づくりスキルなど様々な学びが期待されています。

しかしながら、今日における激しい社会変化の中、教育に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけで解決することができない課題が増えています。とりわけ部活動においては少子化が進展する中、従来のような活動を維持することは困難になりつつあります。実際に、市内の学校や地域によっては現状の部活動数確保や活動状況の維持はここ数年の内に、大きな変化を余儀なくされるものと予想しています。

一方、平成30年3月にスポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」では、スポーツ医科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、部活動時間における休養日及び活動時間についての基準が示されました。また、平成30年10月1日には兵庫県教育委員会より「いきいき運動部活動（4訂版）」が示され、教員と生徒の負担軽減などを目的に、適切な休養日を週2日以上設け地域や家庭で過ごす時間を確保するなど、部活動適正化の方向が示されました。

このような現状を踏まえ、淡路市教育委員会では、部活動ガイドラインを策定し、本市における部活動のあるべき姿を明確にしました。今後のキーワードは「量から質への転換」です。21世紀を生き抜き活躍する淡路市の子どもたちが、豊かな中学校生活を過ごし、部活動を通して自己を伸ばし、仲間とともにたくましく成長することを願っています。

平成31年2月
淡路市教育委員会

第1章 学校教育の一環としての部活動について

1 学校教育における部活動の位置付け

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

中学校学習指導要領（平成29年3月）（抜粋）

中学校における部活動は、心身の健全な成長や生徒の社会性を高めることを目的とするものであり、学校教育の一環として位置付けられるものである。また、教育課程との関連が図られるよう留意し、生徒が自主的、自発的に活動できるように配慮することが大切である。

生徒の心身の健全な成長を促し、有意義な部活動を運営するには、正しい知識を身につけ、生徒の自主性を尊重し、対話を重視した指導を実践することが求められる。

2 部活動の意義

中学校における部活動は、学級や学年を離れ、共通の種目や分野に興味・関心を持った生徒たちが自主的・自発的に集い、顧問の指導の下、個人や集団としての目的や目標をもって活動することを通して、様々な学びができる教育活動である。主な部活動の教育的意義は次の通りである。

(1) 心豊かで自立した人づくり

- ・自主性、協調性、責任感、自己有用感など、「豊かな人間性」を育む。
- ・達成感、充実感を体感し、「向上心」を培う。
- ・体力の向上や文化的教養を育むなど「心身の健康」の増進を図る。
- ・スポーツや文化芸能・科学等の楽しさを味わい、生涯にわたり豊かな生活を継続する「生涯学習の資質や能力」を育てる。

(2) ともにより良い集団や社会を築く人づくり

- ・切磋琢磨していく中で、異年齢集団における「人間関係の形成」や「社会性の育成」を図る。
- ・部活動で身につけた能力を活用し、さらに発展させることで「学校生活の充実」につなげる。

3 部活動運営の「量から質」への転換

部活動が生徒の健全な育成に大きく寄与していることは、多くの人が認めるところである。しかしながら全国的に、以下①～④のような現状が社会問題化している。

- ①顧問の勝利至上主義による行き過ぎた指導
- ②生徒が心身の健康を害するほどの長時間練習

③授業準備や教材研究の時間が十分確保できないなどの過剰な顧問の負担

④非科学的、非合理的な練習等の継続

部活動は、児童生徒の健全な心身の成長のために、バランスの取れた学校生活を送れるような内容や、休養日の設定を行うなど、発達段階に応じた適切な活動を計画・実施する必要がある。また、社会全体で長時間労働の見直し等「働き方改革」が叫ばれており、教員の「働き方改革」や部活動の「長時間練習の見直し」も求められている。

これらの観点から、淡路市教育委員会では、部活動の練習時間に関して、長時間にわたる「練習量」重視の活動から、短時間であっても効果的な練習の在り方を今まで以上に追及していく必要があると考える。

第2章 組織的な部活動運営について

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校全体での共通理解

学校では、校長のリーダーシップの下、部活動の意義や活動の方向性について共通理解を図り、それらに沿った活動や指導を行うことが大切である。そのため、校長は毎年度、活動方針を策定し公表するとともに、それに基づき顧問は、年間活動計画並びに月間活動計画及び活動実績を作成し校長に提出する。

また、学校全体で一貫した指導ができるよう、日頃の活動状況や指導の在り方について情報交換を行い、指導方法の工夫・改善が図られるように顧問会議を定期的に開催する。

(2) 保護者や地域との連携

円滑な部活動の運営のためには、学校だけではなく、保護者や地域と連携して運営を行うことが大切である。保護者や地域の理解や協力を得て、「社会に開かれた部活動」が実現できるよう、以下のことについて配慮する。

- ・学校部活動の意義や活動の方向性、顧問の指導方針などを部活動保護者会等を活用して保護者と共有する。
- ・保護者の願いや意見をしっかりと受け止めたり、活動を公開するなど、適切に情報提供をしていくことが望まれる。
- ・練習内容や活動時間、休養日などを明確にした計画を作成し、できるだけ早く保護者に伝える。

2 活動状況の把握

部活動は、校長のリーダーシップの下、共通理解を図って行われることから、平日の活動はもちろん休業日（土・日・祝および長期休業）の活動においても、活動状況を明確にしておくことが大切である。また、各部活動が活動状況を明確にしておくことで、緊急時についても適切に対応することができる。

(1) 校内の活動

- ・校長は活動時間や場所等が職員室でわかるようにする。
- ・顧問は部員の参加状況を把握し、欠席部員の連絡等を行う。

(2) 校外の活動

- ・顧問は事前に校長に承認を得るとともに、行き先や交通手段、集合・解散時間等がわかるように職員室に掲示する。
- ・顧問は行き先や交通手段、集合・解散時間および費用について保護者や部員と早めに確認をする。
- ・顧問は活動当日、連絡のない欠席については必ず保護者と連絡を取る。

第3章 部活動指導について

1 部活動顧問の位置づけ

部活動は、学校教育の一環として行うものであることから、各部活動の運営・指導については顧問会議や研修を定期的に行うなど、学校組織として成果や課題を共有し、顧問に任せきりにならないようにすることが大切である。その中では、体罰を絶対に許さない意識を醸成することも大切である。

また、学校事情として経験のない種目・分野の部活動顧問になるなど、精神的な負担感を感じることもあることから、原則として複数顧問体制を取るなど、顧問の健康状態や家庭の状況も含めて十分な配慮も必要である。さらに、顧問教員の超過勤務が問題となっており、持続可能な部活動を学校を上げて目指す必要がある。

(1) 顧問の役割

ア 生徒に関わること

- ・目標に向かい自主的・自発的に活動できる風土の醸成。(生活指導や生徒理解、技術指導)
- ・部員の心身の健康管理と、安全管理・安全指導による事故防止。
- ・学級担任や他の教員との連携と、生徒の学校生活の支援。
- ・生徒主体の部活動ミーティングやリーダー育成。

イ 外部との調整等に関わること

- ・大会やコンクール、練習試合など学校外での引率。
- ・保護者、地域との連携、調整。(活動方針の理解や保護者負担の相談や対応)
- ・各種連盟や協会等との連携、調整。

ウ その他

- ・施設、用具の整備と安全管理。
- ・部活動費の適正な管理。

(2) 体罰・ハラスメント等の防止

体罰は、学校教育法第11条にも記載されている違法行為であり厳正に対処されるものである。また体罰は個人の問題にとどまらず、保護者や生徒からの信頼を大きく失うなど、学校教育全体において重大な問題である。また、人権を害する不適切な言動(生徒の人間性や人格を否定するような発言や行動)やハラスメント等は、精神的な苦痛を伴い、体罰と同等に生徒の心身に大きな影響与えてしまう場合も多くある。

したがって、これらの行為は決して許されないものであるという認識を全顧問が持って、体罰やハラスメント等のない人権感覚あふれる環境づくりに徹することが重要

である。

日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年3月13日に「体罰根絶宣言」を公表しています。

日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、日本中学校体育連盟、日本高等学校体育連盟は、平成25年4月25日に「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しています。

両宣言は各団体のホームページに掲載されています。

2 効果的な指導

中学校における部活動は、学級や学年を離れ、共通の種目や分野に興味・関心を持った生徒たちが自主的・自発的に集い、顧問の指導の下、個人や集団としての目的や目標をもって活動することを通して、充実感や達成感を味わうなど、生徒が豊かな学校生活を送ることができてこそ、その意義を果たす。結果至上主義等から長時間にわたる活動を行い、部活動以外の活動に支障が出るようであれば、豊かな学校生活を送ることができない。

また、生徒の健全な成長を促すとともに、顧問のライフワークバランスを実現するという観点からも適切な対応を行うことが必要である。

(1) 適切な活動時間、休養日の設定

中学生期の発達段階を考慮し、適切な休養日を設定することは、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長を確保するために必要である。

平成30年3月スポーツ庁から示された「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」では、運動部活動における休業日及び活動時間について、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究を踏まえ、一定の基準として示している。

また、平成30年10月1日には兵庫県教育委員会が「いきいき運動部活動（4訂版）」において、本県における中学校・高校の部活動の在り方を示すとともに、休養日の設定についても定めたところである。

そこで、本市においても活動時間・休養日について下記のとおり定める。

①休養日の設定

- ・週当たり2日以上。(平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上設定)

②活動時間

- ・平日2時間程度。土日等の休業日は3時間程度。

③休養日の振替え

- ・週末に大会参加等で活動し休養日を設定できなかった場合は、生徒の健康・体調管理を最優先にできるだけ速やかに休養日を振り替える。

④活動時間が上記によらない場合

- ・事前に保護者の同意を得て校長が許可する。
- ・過度の負担とならないよう十分に配慮した上で計画的に実施する。

⑤大会・練習試合

- ・時期や内容(時間、試合数)等を吟味し、効果的な練習となるよう工夫する。また、過度な負担とならないことを考慮し精査の上参加する。

⑥長期休業日

- ・学期中に準じる。

⑦早朝練習

- ・原則行わないものとする。ただし、学校の活動施設や活動時間に課題があるなど特段の事情があり、顧問教員から申し出があった場合は、事前に保護者の同意を得て、校長が期間を定めて許可する。

⑧その他

- ・定期考査前の部活動停止期間については、生徒の家庭学習時間が確保できるよう、適切に配慮する。

(2) 長期的視野に立った指導

- ・生徒が将来、社会的・職業的に自立し、世界の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する力を育成することに重点を置く。
- ・目の前の結果だけを追うのではなく、生徒の長期的なスポーツ活動や文化活動を見通した育成を心がける。
- ・効率的・効果的な活動に努め、生徒一人ひとりの長所を伸ばす前向きな指導に心がけ、モチベーションを高めることに重点を置く。

(3) 生徒が主体的に取り組む力の育成

- ・個々の生徒が、技能や記録、感性などを高めるために活動を工夫し、それぞれが成長を実感できるようなコーチングを意識する。
- ・生徒同士で話し合う機会を意図的に設定し、目標達成や課題解決に向けて必要な取り組みを共に考え、実践につなげる。
- ・顧問と生徒、生徒同士のコミュニケーションの充実を図り、活動の目的や内容について共有するように心がける。

第4章 安全管理と事故防止について

1 日常の活動の安全管理

(1) 環境整備

- ・日常的に練習施設や用具等の安全点検を行い、環境整備に努める。
- ・新入生については、競技経験も少なく練習に対しても不慣れなことから、場所や時間、人数等、十分に安全に配慮し指導を行う。

(2) 緊急時の対応

- ・学校内外を問わず、生徒の事故等に対して、迅速かつ適切な対応や治療につながるためには、顧問間の連携はもちろんのこと、生徒自らが適切に対応できるよう日頃から指導しておく。
- ・対応手順を図式化するなど、わかりやすい連絡体制を作る。また、生徒が加害者になる場合も想定しておく。
- ・生徒や保護者に緊急に連絡を行う場合を想定した連絡体制を作る。
※連絡先は個人情報であるため、取り扱いには十分に注意する。

(3) 主体的な健康管理や安全確保

- ・部員の心身の状況観察し、健康管理に努めるとともに、部長を中心に、部員同士でお互い健康管理を行い、異常があればすぐに顧問に知らせる体制を整える。
※身体状況等は個人情報であるため、取り扱いには充分注意する。
- ・自身の体力や技能を客観的に捉えさせるとともに、主体的に事故を防止する態度を育成する。

(4) 下校指導

- ・試合やコンクール等、校外で活動する場合は、目的、行き先、集合・解散時間及び費用について、生徒及び保護者と確認する。
- ・校外で活動する際には、日没時刻や交通事情などを考慮した上で活動時間を設定する。
- ・やむを得ない事情により下校時間が遅くなる場合は、保護者への連絡を徹底するなど、家庭との連携を密にする。

(5) その他

- ・保護者、学級担任、養護教諭、生徒指導担当等との情報交換・連携を密にする。
- ・天候や気象を考慮した指導、特に熱中症への対応については、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)を参考に、活動の可否、内容の検討を行い事故の未然防止に努める。

<参考資料>

熱中症予防運動指針				
WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃		
31	27	35	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼		
28	24	31	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻りに休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼		
25	21	28	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼		
21	18	24	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼		
			ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

1) 環境条件の評価にはWBGTが望ましい
2) 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する

日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」より抜粋

<参考・引用文献一覧>

- スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
- 文化庁「文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
- 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」
- 兵庫県教育委員会「いきいき運動部活動（4訂版）」
- 新潟市教育委員会「新潟市立中学校部活動指導のガイドライン」
- 相模原市立教育委員会「相模原市立中学校部活動指針」
- 柏市教育委員会「部活動・特設クラブ活動の在り方に関するガイドライン」